

長岡市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市とちおファミリースキー場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市スキー場条例（昭和48年長岡市条例第17号）第23条第2項の規定により告示します。

令和7年3月27日

長岡市長 磯田達伸

1 開場時間

- (1) 夏季 グラウンド・ゴルフ場 午前9時から午後5時まで
- (2) 冬季 リフト営業（土曜・日曜・祝休日）午前9時から午後5時まで
リフト営業（ナイター）土曜 午後5時から午後9時まで
ナイター時のリフト稼働時間 午後8時45分まで
小学校スキー授業（平日）午前9時から午後5時まで

2 休場日

- (1) 夏季 毎週水曜日・木曜日
- (2) 冬季 土曜・日曜・祝休日及び12月29日から翌年の1月3日以外の日
ただし、予約状況によりこの限りでない。

3 開場時間及び休場日を定める期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで